

「(仮称) 東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(素案) の概要について

1. 条例制定理由

子ども・子育て支援法では、市町村は、各市町村が条例で定める運営に関する基準に従い教育・保育を提供している特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園、保育所）や特定地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）において、子どもが教育・保育を受けた場合、施設給付費または地域型保育給付費（国が定める教育・保育に係る施設や事業ごとの費用の基準額等を基に市町村が定める額）を当該特定教育・保育施設や特定地域型保育事業者へ支払うことができることとされています。

このことに伴い、市は、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者が、市の確認を受けて施設給付費や地域型保育給付費の給付を受けようとする際に、遵守する運営等に係る基準を条例で定める必要があります。

2. 国の基準との関係

子ども・子育て支援法では、市町村が運営等に係る基準を条例で定めるにあたっては、「特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に係る利用定員」、「特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の運営に関する事項であって、子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの」については、内閣府令で定める基準に従い、その他の事項については、内閣府令で定める基準を参酌するものとされています。

※従うべき基準とは

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

※参酌すべき基準とは

自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

3. 条例で定める内容

市の条例において、内閣府令で定める基準に従い若しくは参酌し定める内容は、概ね次のとおりです。

(趣旨)、(一般原則)、(利用定員)、(内容及び手続きの説明及び同意)、(利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)、(あっせん、調整及び要請に対する協力)、(受給資格等の確認)、(支給認定の申請に係る援助)、(心身の状況等の把握)、(小学校等との連携)、(教育・保育の提供の記録)、(利用者負担額等の受領)、(施設型給付費等の額に係る通知等)、(特定教育・保育の取扱方針)、(特定教育・保育に関する評価等)、(相談及び援助)、(緊急時等の対応)、(支給認定保護者に関する市町村への通知)、(運営規程)、(勤務体制の確保等)、(定員の遵守)、(掲示)、(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)、(虐待等の禁止)、(懲戒に係る権限の濫用禁止)、(秘密保持等)、(情報の提供等)、(利益供与等の禁止)、(苦情解決)、(地域との連携等)、(事故発生の防止及び発生時の対応)、(会計の区分)、(記録の整備)、(特別利用保育の基準)、(特別利用教育の基準)、(特定教育・保育施設等との連携)、(特定地域型保育の取扱方針)、(特定地域型保育に関する評価等)、(準用)、(特別利用地域型保育の基準)、(特定利用地域型保育の基準)、(その他特例、経過措置)

4. 市の考え方

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を新たに条例で定めるにあたり、当市の実情に内閣府令で定める基準と異なる基準とする事情、地域の特性は特段ないと考えことから、内閣府令の基準(国基準)を用いて当市の基準としていく予定です。